

第 481 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 12 月 22 日(金) 14:00～14:19

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第481回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、議題の 1 「託送供給等約款の変更認可申請の審査について」に関しまして、鍋島NW事業監視課長から、御説明をよろしく申し上げます。

○鍋島NW事業監視課長　それでは、資料 3 について御説明いたします。「託送供給等約款の変更認可申請の審査について」です。

12月 6 日付けで、本委員会に意見の求めがあった託送供給等約款の変更認可申請につきましては、12月 8 日の本委員会におきまして対応方針を議論いただいたところです。

これに関しまして、その後、沖縄電力株式会社の申請書類の不備が見つかり、沖縄電力において申請書類の補正を行うことが適切である旨、経済産業大臣に回答することとしたと考えておりますので、その点について御審議いただくとともに、約款のうちの一般規

定について、今回の会合で御審議いただければと考えております。

次のページの37行目を御覧ください。沖縄電力の関係についてです。

12月20日の第51回料金制度専門会合におきまして、沖縄電力の申請書類において、次に述べるような不備が発見された旨、報告した次第です。

沖縄電力からの申請書類の不備内容といたしましては、約款の別表に記載の発電側課金の割引対象変電所等につきまして、本来の割引対象基準に用いることとなっていない配電塔・変電塔が含まれていたこと、それから「口数」、「販売電力量又は発受電等量」の値について、本来と異なる数字が記入されているといった3点の不備が確認されました。

これらにつきましては、沖縄電力において不備解消のため申請書類の補正を行っていただく必要があると考えますので、本件審査の過程における当委員会の意見として、沖縄電力において申請書類の補正を行うよう、まずは一次回答として経済産業大臣に回答し、不備を指摘した箇所以外については審査を進めることとしてはどうかと考えております。

続きまして、60行目以下の「一般規定の変更内容等の審査について」です。

一般規定の変更内容については、本委員会において審査を行うこととしておりました。内容につきましては、別添2という資料を添付しておりますので、そちらで説明したいと考えております。

別添2、「一般規定の変更内容等について」です。

順々に御説明しますが、3ページ以下では、「発電側課金の導入に係る規定の追加」について記載しております。これらについては、制度設計専門会合での整理に従って、こうした規定の追加が行われているものであります。

5ページ目を御覧いただければと思いますけれども、これらの発電側課金の導入に係る規定の中で、送配電設備の都合で逆潮できない場合の取り扱いについても規定があります。これについては、発電側課金における具体的な割引水準の内容としては、「現行の需要側託送料金と同じ水準・内容とする」としております。

ただ、後ほど説明いたしますけれども、下の※に書いてありますが、(需要側)託送料金の制限・中止割引につきましては、2024年度末をもって廃止する、という約款申請が出てきておりまして、発電側課金における同割引の扱いについては、今後も論点にはなり得ると考えておりますけれども、現時点ではそうした何年度末で廃止ということではなく、制度設計専門会合の整理どおり、発電側設備都合で逆潮できないときには割引を設定する、ということで申請が出てきているものです。

一方、発電側課金の契約ができますので、そこについては割愛しまして、8ページに移ります。

続きまして、「制限・中止時の割引に係る変更内容とその理由」についてです。

自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電など、一般送配電事業者が需要家の電気の使用を制限又は中止した場合には、需要側の託送料金の基本料金の割引を行っております。この割引率については、低圧及び高圧500kW未満は、延べ日数1日ごとに4%、それより高圧は、延べ時間1時間ごとに0.2%という割引制度であります。これを、2024年度末をもって当該割引を廃止するという規定になっております。そうした申請が出てきております。

この申請が出てきた理由について、一般送配電事業者を確認したところ、もともとこういう割引制度で割り引かれる対象需要家はわずかであるわけですが、ただ、一方で、こうした割引対象であるかの判定業務や割引の算定業務に多大な労力がかかっておりまして、この縮減を行うことで業務効率化につながり、託送料金の低減に寄与するということであります。

また、これは、あくまで託送料金の割引で、実際のお客様に対して割引が行われるかどうかは、小売料金次第であるわけですが、小売料金において、こうした同様の割引制度が、既になくなっている事例があります。

9ページ目ですけれども、①ですが、北海道電力、東京電力エナジーパートナー、中国電力のみなし小売電気事業者の特定小売供給約款には、既にこうした割引の規定がないことになっております。24年度末まで、この割引を続けるということが規定されていますけれども、これらの、既にのみなし小売の特定小売供給約款に規定がないエリアについては、この託送の割引制度廃止とともに、この割引に需要家が該当するかどうかの実績提供も行わないようにするという方針を送配電事業者のほうでとっております。

それから、2つ目ですけれども、現時点で特定小売供給約款にそうした規定があるエリアにおきましては、この託送における割引制度を廃止しても、当該エリアの特定小売顧客に対する託送の制割の実績提供については、つまり特定小売顧客について、この割引制度の対象となるかどうかの実績提供については、継続するという整理をとりたいと聞いております。

この場合においては、のみなし小売のみならず同エリア内における他の小売電気事業者の低圧顧客に対する割引制度に該当するかどうかの実績提供についても、継続すると聞いて

おります。

それから、3番目ですけれども、どのエリアにおいても高圧・特別高圧の顧客に対する実績提供は、24年度末をもって廃止することにしたと、一般送配電事業者からは聞いております。

なお、※の3つ目ですけれども、一般送配電事業者によれば、災害救助法が適用された地域において、基本料金の免除や料金の支払期日の延長等を実施する託送供給等約款特例認可申請は、今後も適宜申請していく予定としているという点については、確認をしております。

この論点については、以上でして、次に10ページですけれども、これは、「一次調整力の機能のみを提供する電源の取り扱い」ということで、24年度から需給調整市場で、こうした一次調整力という商品の取り扱いが始まりますが、ここで生じる計画値同時同量におけるインバランス量の精算というものが、極めて微少なものだということで、一々そういうインバランス精算をしないという整理に、広域機関の委員会になったということで、それに関しての規定が追加されます。

それから、11ページですけれども、これも、広域機関の委員会におきまして、翌々日計画というものを算出・公表をするということで、その通知義務のようなものを規定するということであります。

それから、次のページですけれども、これも広域機関の検討会におきまして、自家用電気工作物へのサイバーセキュリティ対策、それから、再エネ電源などでの電圧変動対策について議論されましたので、それに係る規定を追加します。

それから、13ページ目ですが、これは、過去の制度設計専門会合における整理でありますけれども、スマートメーターが設置されるまでの間につきまして、電圧別の損失率については、随時実績値を表示することにしておりましたので、その関係の変更を行いますというものです。

これらの規定についてですが、電気事業法の18条3項各号に照らして問題ないのではないかと、事務局としては考えております。

続きまして、15ページ以降ですけれども、「接続検討の検討料、工事費負担金の費用負担」についてです。これも一般規定に含まれているものです。

接続検討の検討料と言いますのは、発電者が系統連系への接続検討を申し込む際に、一般送配電事業者が申し受ける費用でして、今は一律20万円となっております。

工事費負担金は、接続設備を施設するような場合に申し受ける費用でして、発電者との関係では、実費を申し受ける、需要家との関係では、かなり長い電線を引っ張る場合には、費用負担を申し受けるということでもあります。

17ページですが、まず、接続検討料が20万円となっている理由について確認しましたが、業務量を考えると、9から12.5人日かかるということで、人件費を掛け合わせると20から28万円程度であり、物によっては、さらにお金、時間がかかるということでもあります、最低限必要な費用として、一律20万円を申し受けているということでありました。

18ページ目は、その作業内容をブレイクダウンした資料です。

19ページ目は、接続検討の際に、一般送配電事業者が回答を望まれている事項でして、ここに書いてあるような概算工事費であるとか、所要工期であるとか、こうしたものまで準備するので、それなりの時間がかかる、人件費もかかるということでもあります。

それから、次の20ページは、発電者との関係での工事費負担金ですが、これは、基本的には実費を申し受けるということで、標準設計で施設した場合の工事費を請求することになります。小さな工事の場合は、概算的にテーブル単価を用いて算定するということでもあります、それも含めて定期的に見直しを行っているというものであります。

それから、21ページは、需要家の工事費負担金ですが、これは、1,000mを超えるような工事が必要な、そんな電線を引っ張って需要家に電気を届けるようなケースに限って費用を申し受けているということでもあります。

いずれにしても、大きな問題はないのではないかと考えているところです。

そういうことでありまして、もとの資料に戻りまして、79行目以降の「今後の見通し」ですが、まず、沖縄電力に関しましては、申請書類の不備がありましたので、補正を行うことが適切である旨、経済産業大臣に回答したいと考えております。

内容については、別添3につけておりますが、そういうふうに回答を行った上で、沖縄電力から経済産業大臣宛てに補正申請がなされ、大臣から本委員会に対して意見の求めがあった場合には、本委員会において補正の内容を確認した上で、料金制度専門会合において報告を行い、同専門会合において審査を進めたいと考えております。

また、86行目ですが、一般規定の変更内容につきましては、本日の審査結果を、料金制度専門会合に報告を行いたいと思います。

その後、料金制度専門会合により、料金に係る審査結果が報告された場合には、本委員会でも改めて内容を確認いただいて、最終的な経済産業大臣への意見回答について御審議い

ただければと考えております。

事務局からの説明は、以上となります。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、御意見がないようですので、事務局から御説明のありましたとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、沖縄電力株式会社の申請書類の不備については、経済産業大臣に意見回答をし、それを除く各社の申請内容につきましては、引き続き審査を行うことといたします。また、沖縄電力株式会社の申請書類の不備については、同社から補正申請がなされた後に、本委員会において確認を行い、審査を進めることといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長      事務局から1点、お伝えいたします。

前回の委員会からの間に1件、書面開催を行っております。

「一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について」につき、12月18日付けで、許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしています。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどをよろしく願います。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——